

## 平成 27 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）議事録

1 日 時 平成 27 年 11 月 30 日（月）18：30～20：35

2 場 所 仙台市役所本庁舎 8 階ホール

3 出 席 阿部委員，大坂委員，赤間（宏）委員，市川委員，岩館委員，川村委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，佐々木委員，白江委員，鈴木（清）委員，高羽委員，中村（祥）委員，目黒委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，高橋（秀）委員，高山委員，千葉委員，橋浦委員，橋本委員，早坂委員

※欠席：鈴木（直）委員，中嶋委員，中村（晴）委員，赤間（俊）委員，菅原委員，高橋（望）委員，畑中委員

[事務局]村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，小坂障害者総合支援センター事業係長（所長代理），竹中北部発達相談支援センター企画総務係長（所長代理），中村南部発達相談支援センター所長，大橋精神保健福祉総合センター相談係長（所長代理），伊藤青葉区障害高齢課長，山田宮城総合支所保健福祉課長，阿部宮城野区障害高齢課長，佐藤若林区障害高齢課長，伊藤秋保総合支所保健福祉課長，福井主幹兼企画係長，齋藤サービス管理係長，都丸主幹兼地域生活支援係長，須田施設支援係長，三條指導係長，五十嵐主査，富山主事，林主事，佐藤主事，玉川主事，近藤主事

ほか傍聴者 13 名

### 4 内 容

#### （1）開 会

#### （2）会長挨拶

会 長 では皆さん，こんばんは。どうぞよろしくお願ひいたします。

条例制定に関する，議論が今日も展開される予定でございます。市民の方々のパブリックコメントが終了し，そしてそれらを踏まえた上での条例のあり方の最終報告案について議論するという事は，とても大事なことでございます。これをしっかり皆さんと取り組むことによって，来年 4 月より施行できるようにしっかり取り組んでいければと思います。国でも，障害者権利条約の批准に伴った政府報告案が間もなくできようとしているところです。国の取り組みだけではなく，私たちが暮らしている地域である仙台の，しっかりした生活の仕組みを皆さんとともに作り上げていくことの大切さを考えているところでございます。今日もご検討よろしくお願ひいたします。

#### （3）議事録署名人指名等

##### （1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

(2) 議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より諸橋委員の指名があり、承諾を得た。

(4) 議 事

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例制定関係について

- (1) 意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
- (2) 条例制定等に関する周知・啓発に関する取組みについて
- (3) 条例のあり方（最終報告案）について
- (4) その他

- (1)意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
- (2)条例制定等に関する周知・啓発に関する取組みについて
- (3)条例のあり方（最終報告案）について

会 長 さて本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき公開といたします。

それでは、お手元の次第 4 の議事というところでございます。

最初に（1）の意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、そして（2）の条例制定等に関する周知・啓発に関する取組みについて、それから（3）の条例のあり方（最終報告案）についてを事務局から続けて説明していただきます。

説明後、（3）の条例のあり方（最終報告案）について委員の皆様からご意見を伺います。

いつものように休憩につきましては、19 時 30 分から 10 分間を予定しています。

まず初めに、事務局から（1）から（3）まで続けて説明願います。よろしくお願います。

事 務 局 皆様、こんばんは。障害企画課の高橋でございます。

(高橋課長) それでは、私からパブリックコメントの実施結果と、この間に実施した周知や啓発に関する取組みについてご説明いたします。その後、前回の協議会でいただいたご意見で中間案に反映し切れなかったものや、パブリックコメントでいただいたご意見などを踏まえ中間案に反映したものについて、ご説明いたします。

それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

まず、意見の募集期間でございますが、10 月 13 日から 11 月 13 日までの 1 カ月間で実施いたしました。

（2）周知・啓発に関する取組みということで、①から⑩までありますが、詳しい内容につきましては資料 2 にまとめてありますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

まず、1 番の市政だより及び市ホームページへの掲載でございます。

資料にも添付をしておりますが、まず 10 月号に特集として「障害を理由とする差

別の解消に向けて」という 2 ページの記事を掲載いたしました。さらに、11 月号には中間案への意見募集，市民説明会のお知らせを掲載しました。そのほか市ホームページにもご案内を掲載したところでございます。

次に，市民説明会についてですが，各区に赴きまして実施いたしました。

次に，ページをめくっていただきまして，3 番その他施設・団体等への配布等についてでございます。

市の施設や公的機関につきましては 96 カ所，それから（2）に移りまして障害者団体等につきましては 477 カ所，それから民生委員児童委員の皆様全てということで 1,527 名の方々，各地区の社会福祉協議会の会長ということで 103 カ所，そのほか市のメール配信やサービス事業所への E メール送付等を行ったところでございます。

また，事業者団体等にも訪問や郵送をしております。①から⑩までの団体や事業者さんを訪問し，中間案の説明を行いました。⑪番，⑫番の団体には，郵送させていただきます。

3 ページに移りまして，5 番ですが，そのほか事業者団体さんでご協力をいただき，団体のホームページに掲載していただいた他，機関誌に記事を掲載していただいたり，会員さんにお送りしていただいたり，それから，研修会の場で説明をさせていただくといったことを実施いたしました。

そして，6 番目として，ココロン・カフェも期間中に実施をしております。

まず，13 回目の実施となるココロン・カフェを，パブリックコメント初日である 10 月 13 日に実施し，中間案についてのご説明とグループワークを実施いたしました。このときは，市川委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，千葉委員にもご参加いただいたところでございます。

次に，5 ページをに移っていただきまして，10 月 24 日にはココロン・カフェ☆スペシャルを仙台メディアテーク 1 階のオープンスクエアで実施いたしました。前半，シンポジウムを開催し，阿部会長から条例についてご説明いただいた後，パネリストから具体的な障害理解や障害者雇用等に関する取り組みを発表していただきました。後半はグループワーク，ココロン・カフェということで，黒滝委員，佐々木委員，諸橋委員，柴田委員，杉山委員，千葉委員，畑中委員にご出席をいただきました。目黒委員のお名前がないのですが，目黒委員にはシンポジウムのほうにおいていただいたところでございます。

次に，発言等はあとご覧いただきたいと思いますが，8 ページに移っていただきまして，8 ページの下の方ですが，「ココロン・カフェ in SHOKEI」ということで，これは尚絅学院高等学校の 1 年生の 2 クラスで，総合学習の一環として障害理解に関する授業をするということで，その中でココロン・カフェを実施したいとお申し出があり，その開催についてご協力をさせていただきました。障害当事者の 10 名の方に参加いただき，協議会からは杉山委員，菅原委員，千葉委員にご協力をいただいたところでございます。

最後に、9 ページになりますが、事例集ができ上がりました、説明会を初めとする様々な催しの中で配布をしたところでございます。

また資料 1 のほうにお戻りいただきたいと思います。

2 番目のところ、パブリックコメントで寄せられた意見数でございますが、36 の個人と団体からご意見を提出いただきました。

項目ごとに整理いたしますと、113 件のご意見をいただいたこととなります。項目ごとの内訳は、3 の（1）に載せているとおりでございます。

意見の主な内容につきましては、2 ページをお開きください。

ご意見の詳細と、各意見に対する考え方につきましては、資料 3 にまとめましたので、後ほどご確認いただければと思います。

まず、前文や目的に関することにつきましては、中間案で示した盛り込むべき内容について、いろいろとご提案がありました。

次に、定義に関することにつきましては、「差別」という言葉自体の定義が必要ではないかというご意見や、協議会の中でも議論になりましたが、「不当な差別的取り扱い」ではなくて「不利益取り扱い」や「不均等な待遇」のほうがいいのではないかというご意見、それから、「障害者」の定義について、社会的障壁に関する定義をするべきではないかというようなご意見をいただきました。

次に、④の基本理念に関することにつきましては、性別や年齢に配慮することを盛り込んでいることに対する評価や、項目の順番についてのご意見をいただきました。

次に、⑤の責務、役割のところでは、市の職員の責務や役割も盛り込むべきではないか、市民の役割についてもっと積極的に書くべきではないか、それから国の対応方針と関連させると効果的に周知できるのではないかというご意見をいただきました。

次に、ここの責務のところの 4 つ目の丸の「差別禁止」をはっきり明示すべきというご意見があるのですが、これは⑤ではなく⑥のところに入るご意見でございますので、修正していただければと思います。

不当な差別的取り扱いの禁止等に関することにつきましては、各分野について事例募集のときの整理と同じようにしたらいいのではないかというご意見がありました。それから、「正当な理由」は限定的に判断する必要があるのではないか、ガイドラインが必要ではないか、それから協議会でも議論がありました。障害者虐待の項目は必要ではないかというようなご意見、それから、性別への配慮は基本理念のところにも盛り込んでおりますが、ここにもその項目を一つ設けるべきではないかかというご意見をいただきました。

次に、合理的配慮の提供の項目では、わかりやすい説明をするべきではないかというご意見をいただきました。

それから、基本的な施策につきましては、テレビ字幕をつけてほしいといったご意見や、手話通訳等の意思疎通支援者をもっと拡充してほしいというような具体的

なご意見をいただいたほか、褒章制度や助成制度をつくってはどうかというご意見、教育をきちっと位置づけることや広報を継続して行っていくことが大切といったご意見などを頂戴したところでございます。

3 ページに移りまして、差別に関する相談等につきましては、相談から救済までの仕組みが不十分ではないかというご意見や、相談機関や調整機関について、位置づけや組織をもっと具体的に書く必要があるのではないかと、調整機関は障害者の話を聞くときは寄り添ってほしい、ガイドラインが必要ではないか、ハラスメントも相談対象とするべきではないかといったご意見をいただきました。

そのほかとして、わかりやすい条例にしてほしい、プライバシーに留意してほしい、見直し規定を設けてほしい、名称や障害の表記について考え方を示してほしいといったご意見をいただいたところでございます。

それでは、前回の 9 月 25 日の施策推進協議会やその後いただいたご意見で中間案に反映し切れなかったものについて、本日、参考資料としてまとめたものを机の上に配布しておりますが、それらのご意見と、ただ今紹介したパブリックコメントのご意見を踏まえまして、最終報告案、それから最終答申案を作成しておりますので、それらについてご説明いたします。

資料 4 をご覧ください。

まず、表紙を開いていただくと、目次になります。

さらに開いていただくと、1 ページから第 1 章の検討の経過が始まりますが、第 1 章につきましては、8 月 27 日の協議会でお示しした内容から、その後実施した様々な取り組みについてのことを追加しております。

第 1 章につきましては、説明は割愛いたします。

それでは、17 ページ、第 2 章をお開きいただきたいと思います。

第 2 章、障害を理由とする差別の解消のあり方についてというところでございます。

1 の「はじめに」の（1）から（4）までは、変更はございません。

それから、19 ページの（5）のところでは、前文のところに書く際に 1 の「はじめに」の内容を盛り込むべきだという趣旨のことを書いております。下線が引いてあるところが追加したところでございますが、ここは条例制定の理由や今後取り組むべきことがわかるよう、障害者の人権が意識されなかったことや共生社会を目指すことになった経緯、障害者基本法第 1 条の趣旨、虐待について差別と密接な関係があることを盛り込むべきということを加えております。これは、前回、前々回の協議会の際に差別の歴史等の経緯について、白江委員からご意見を頂戴しており、虐待と差別の関連性につきましては、市川委員と諸橋委員などからご意見を頂戴しておりました。

それから、障害者基本法第 1 条の趣旨のところは、基本理念のところでも久保野委員からいただいたご意見の内容です。障害者基本法と同じように、「全ての市民は障害の有無にかかわらず、ひとしく基本的人権を享有するかけがえのない個人として

尊重されるものである」といったような書き方がいいのではないかというご意見をいただいたところでございますが、その旨のことを書いております。ただ、久保野委員からのご意見については、「全ての市民は」という書き出しになると非常に高邁な理念であるので、前文に盛り込んだほうがふさわしいのではないかと事務局で考えまして、こちらのほうに入れさせていただきました。

それから、2 番の理念項目でございます。

20 ページ、(2) の最後のところでございます。これもいろいろなところで説明をいたしました。虐待について前文に盛り込むべきということを書いております。

次の(3)のところは、障害者と障害者でない人が対話を行うというのではなく、「双方が」というような形で文言整理をいたしました。

(4) 番のところも、文言の整理をさせていただきました。

次に、21 ページ、(6) の最後の項目のところは、先ほどと同じように「障害者と障害者でない人」という書き方をしておりましたので、整理させていただきました。

また、ここの語尾の部分について、ほかの部分も同様でございますが、「検討すべき」と書いていたところについては、「何々すべき」というような言いきりの書き方に直しております。

次に、3 番の「差別」の定義についてでございます。

(1) の対象とする障害者について、下線のところです。前回、中村晴美委員と白江委員から、難病についても記載してはどうかというご意見があったところについて、対象を限定するのではなく、幅広く捉えられるようにするため、基本法等と同様の定義にするというような議論がございましたので、そのことを加えております。

それから、22 ページ、上から 1 つ目の丸のところ。「不当な差別的取り扱い」を採用した考え方が書いております。これはパブリックコメントでも、「不利益取り扱い」、「不均等待遇」がいいのではないかというご意見をいただいたところでございますが、ここにつきましては協議会の中でも検討し、「不当な差別的取り扱い」を採用するということといたしましたので、修正はしておりません。

それから、2 つ目の丸のところ、不当な差別的取り扱いについて、市川委員のほうから「国の対応指針を踏まえて他の者とは異なる取り扱いとすることというのを加えたほうがいいのではないか」というご意見がございましたので、そのことを加えております。

次に、23 ページ、(4) のところです。医療の分野の書き方につきまして、岩館委員から、「隔離」よりも幅広い「自由な行動を制限すること」という書き方をしたほうがいいのではないかというご意見がございましたが、ここについては、川村委員から、「精神医療だけではなく感染症対策なども踏まえて隔離という書き方をしているのではないか」というご意見も頂戴していたところです。精神医療については、いわゆる保護室での隔離だけではなく、閉鎖病棟といった治療の必要性から法に基づいて自由を制限する対応も想定されますので、幅広い表現ので書いたほうがいい

のではないかとということで、このように記載しております。

なお、鈴木直子委員から「健康維持への支援を提供しないことについても加えてはどうか」というご意見を頂戴したところですが、ここについては医療の中に含まれるというように考え、新たに加えてはおりません。

また、次の項目も医療についてでございますが、「家族の希望といったところも配慮するような書き方はどうか」といった議論があったところです。やはり差別解消においては本人の意向が一番であり、家族のことは入れるべきではないというご意見で統一されたと思いますので、その旨のことを書いてあります。

なお、「意思表示が困難な方もいらっしゃるって、その方の意志を代弁する家族への支援が重要である」というご意見も早坂委員からいただいておりますので、その旨も書き加えたところでございます。

なお、「情報・コミュニケーションについて、情報提供と意思表示の受領の 2 つに分けて書くべき」とのご意見がありましたので、そのことも加えました。

次に、4 の役割のところでございます。

(1) の市の役割の 1 つ目の丸のところにつきましては、これは中間案の表現とあわせて整理いたしました。

それから、2 つ目の丸のところ、これは桔梗委員からですが、「市の役割に、計画的な実施のほか、指導・監督を加えるべきではないか」というご意見をいただいたことを書いております。

なお、このことについては、利用者への指導・監督は別法で行われることや、市内部については障害者保健福祉計画のモニタリングとあわせて行われることなどを踏まえ、条例における役割には盛り込まないということで整理を行いました。

そして、政策過程での障害者の参画の推進につきましては、基本的な施策として盛り込むべきということを加えております。

次に、(2) の 1 つ目の項目は、(1) と同様に中間案の表現に合わせて整理をしたところです。

25 ページの (3) も同じでございます。

次に、26 ページ、(4) のコミュニケーション支援のところでございます。これは、「意思疎通支援というように言ったほうがわかりやすい」とのご意見を早坂委員からいただきましたので、そのように修正をしております。

次に、27 ページ、施策のところに (6) と (7) の項目をつけ加えました。(6) は、先ほど市の役割のところに障害者の政策形成過程への参画というものがありませんでしたが、それを反映して基本的施策のところに盛り込みました。

次に、(7) のところですが、9 月 25 日の協議会以降に白江委員から、「住まいの確保、生きがいの持てる活動、緊急時の対応ということについては、誰もが暮らしやすい仙台市にするには不可欠なテーマなので、ぜひ追加してほしい」というご意見を頂戴いたしました。ここについては、障害者施策そのものが、まさに差別を解消していくために非常に重要であるというように考えますと、総合的に施策を推進

するというような形で受けて、特に頭出ししているものについては、差別解消のために特に大事なものだということで整理をしてはどうかという考えから、このような書き方をしております。

次に、6 の相談支援体制でございます。29 ページをお開きください。

（6）番の紛争解決の仕組みのところでございます。前回の協議会やパブリックコメントでも、「中立的な立場で仲裁するというのはわかるが、やはり仲裁する人は障害者の立場に立って話を聞いてほしい」というご意見を頂戴したところですので、その旨を書き加えたのと、「委員構成についても、どのような人がふさわしいかということについて明らかにするべきではないか」というご意見もいただいたところでしたので、そのことを追加いたしました。

それから、30 ページ、7 番ですが、条例の見直し規定について協議会やパブリックコメントにおいてもご意見をいただきましたので、そのことも加えております。

それから、8 番の条例の名称につきましても、これまで協議会だけではなく、ココロン・カフェやパブリックコメントでもご意見をいただいているところです。名称の考え方について項目を追加いたしました。

第 2 章については、以上でございます。

次に、第 2 章で整理した考え方にに基づき、第 3 章で条例のあり方の答申案を整理いたしました。

まず、定義のところでございます。パブリックコメントのほうの意見で、「社会的障壁の部分がちゃんと書かれていないのではないか」というご意見がございましたが、これは障害者の定義のところ、「心身への障害がある者で、障害及び社会的障壁により継続的に相当な制限を受ける状態にある者」というように両面で書かれておりますので、社会的障壁に関することもきちんと定義に入っているということで問題ないのではないかと考えています。

それから、不当な差別的取り扱いのところに、「他の者とは異なる取り扱いをすること」を加えております。

34 ページに移りまして、不当な差別的取り扱いの禁止の項目につきましても、ここも定義を踏まえまして、「他の者とは異なる取り扱いをすること」ということを各項目に加えて修正をしております。

それから、医療のところ、「隔離」と書いてあったところを、「自由な行動を制限すること」と修正いたしました。

それから、35 ページ、雇用のところですが、前のページと同じように、「他の者とは異なる取り扱いをすること」を加えております。

それから、36 ページのところ、丸の 2 つ目、就労のところですが、「障害者の社会参加を促進するため」というように中間案では出しておりましたが、パブリックコメントでの「この書き方だと社会参加イコール就労というように捉えられてしまうのではないか」というご意見を受けまして、「就労や雇用を促進するため」と修正いたしました。

そして、最後に、「障害者保健福祉施策の総合的な推進」を新たな項目として起こしております。

そして、最後、37 ページ、調整機関のところでございます。委員の人数と構成メンバーについても項目を加えております。なぜ人数が 7 人かについては、仙台市のルールとして、相談事例のような個別の案件に関する機関につきましても、7 人以内で委員を構成するというものがあり、そのため、7 人とさせていただいております。

最終報告の案についての説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

ただいま次第の（1）から（3）までのところの説明をいただきました。

それでは、（3）の条例のあり方の最終報告案について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

なお、ご発言の際にご注意いただきたい点にご配慮いただきますようお願いいたします。

この議論は、まずは 7 時半までとさせていただきます。7 時半になりましたら、10 分間休憩の後、再開させていただきます。

では、委員の皆様からご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。杉山委員、お願いします。

杉山委員

杉山です。最終案について、見直し規定というものがないのですが、これは見直しはないということでしょうか。

会 長

事務局、お願いします。

事 務 局  
(高橋課長)

障害企画課高橋でございます。

これは、9 月 25 日の協議会でもお話をさせていただきましたが、まず、はじめから見直しが必要な条例を議会にかけるとはなかなか難しいということと、また、見直し規定がなくても、様々な社会情勢の変化などにより、見直しの必要が出てきた場合は見直しをいたします。それから、条例がうまく運用されているのかどうかということについては、これは施策推進協議会の中で計画のモニタリングとあわせて実施をしていくようになりますので、特に見直しの規定は必要ないと考えているところでございます。

会 長

ありがとうございます。杉山委員、そのようなことでした。見直しが必要なときにはできるということも踏まえての事務局からの説明でした。

そのほか委員の皆さん、お願いします。市川委員、お願いします。

市川委員

共生福祉会の市川でございます。

今の見直し規定に関してですが、最終報告案の 30 ページの 1 番のところに、条例の見直し規定についてということで、「盛り込むべきであるといった意見があった」ということがあります。これをどのように条例に反映するのかわからないのかということについての言及が一つもない中で、説明されている。障害者保健福祉施策の中で見直しがあるからいいんだという考えがあるのであれば、ここにはやはりそこまで書かないと、最終報告という形にはならないと考えます。パブリックコメントの方の回答にはそのようにあり、私を書いたものの引用ではないかと思いますが、それと関連して、その前の 24 ページ、市の役割についての、最初の丸のところのアンダーラインの後のところに、「なお」と書いてあるところについてです。「なお、差別解消の施策等の進捗管理については、協議会が定期的に障害者保健福祉計画のモニタリング等において実施することが適当」とあり、ここにも書いてあるからそのように読み取れるとおっしゃるのかもしれませんが、ただ私の一つの案として、本当にその進捗管理についてはやるからということではなく、進捗管理や条例の見直しに関する検討も行うというようにこのところであらうおけば、条例そのものに書かなくてもいいのではないかと思います。進捗管理の中で、条例の見直しについて読み取れといっても、なかなか難しいのではないかと思いますので、そのところに、一文を加えることによって、いろいろと関連性が整理されるのではないかと感じました。

会長

ありがとうございます。ただいまのご意見に関しまして、事務局、いかがでしょうか。

事務局  
(高橋課長)

今の市川委員のご意見のとおりだと考えております。市川委員が発言された通りに修正すると、わかりやすいかと考えているところでございます。

なお、会長、副会長とも相談しながら、この盛り込み方について考えてまいりたいと思います。

会長

では、市川委員のご意見を踏まえた上でわかりやすくしていくということで、次回によろしいでしょうか。ありがとうございます。

そのほか委員の皆様、いかがでしょうか。杉山委員、それから白江委員。まず最初に杉山委員、それから白江委員の順番でお願いします。

杉山委員

杉山です。今の話に関連してですが、23 ページ、一番上から「なお」と書いてあるところの 3 行目の後ろに、障害差別解消法の見直しなどと合わせ、規定を見直すことができるよう検討すべきであると書いているのですが、これはどのような意味でしょうか。

会 長 その文章に関する確認ですよね。

事 務 局 障害企画課高橋です。

(高橋課長) この表記が限定的になるのではないかというようなご意見でしょうか。限定的にしようと思って書いたわけではないので、この表現の仕方について、限定的にならないような形での書き方について検討させていただきたいと思います。

会 長 杉山委員，よろしいでしょうか。はい，ありがとうございます。  
続きます，白江委員，お願いします。

白江委員 私も 3 年ぐらいを目途にした見直し規定を必ず入れるべきだと前回もお話したのですが，ほかの自治体の条例を見ても，大半がその規定が入っている。よそへ倣えという意味ではないのですが，そのようにするところというのは，問題がある条例，つまり 3 年後に見直しが必要になるからという意味ではなく，一年一年，やはりきちっと見直していこうという意味も，この中には入っているのだと思います。他の自治体の条例では，毎年，報告事項をするというようなことも入っているところがあり，そこまではどうかというか，難しいところがあるのですが，逆に言うと推進協議会に毎年事務局がきちっとそれを報告するという約束をここでされるのか，そういう前提での話ならまだ少し違ってくるのかと思うのです。それと，初めて導入する条例ですので，まず 3 年ぐらい様子を見て，より良いものにしていこうじゃないかという意味が私は 3 年後の見直しの中には入っているというように思っています。ですので，ぜひ私はもう一度きちっと検討させていただきたいと思っています。

会 長 はい，ありがとうございます。  
事務局，お願いします。

事 務 局 健康福祉部の村上です。

(村上部長) 白江委員からはこの件について，これまで何度かご意見を伺っておりました。施策推進協議会は，いわゆる障害者施策全般にわたる事業の進捗のご報告や，場合によっては市長から諮問されたことなどについて，様々な施策提言などをいただく場でもあります。この条例の進捗状況だけでなく，その他の障害者施策全般にわたるご報告も当然実施していくつもりですので，そこはご理解いただければと思います。

また，条例の見直しについて，他自治体のものについては，確かに入っているところもありますし，入っていないところもあります。条例そのものの見直しを掲げているところと，施策の状況を見直して必要な措置を行うというところとがあり，そのようなことも含めて，前回もお話ししましたが，仙台市では，必要であれば当

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

然にして改正条例を出します。また、仙台市として改正条例を出しているのは結構な件数でございます。必要に応じて、施策推進協議会においてご議論いただき、この辺は改正すべきではないかという問題提起など、そのようなものも想定した中で、進めてまいりたいと考えております。

会 長 白江委員，よろしいでしょうか。はい，お願いします。

白江委員 きちっと条例に書き込むということは，ここにいるメンバーが代わっても，それは守られていくという一つの担保になるわけですので，私としてはやはりそのようにきちっと明記されることが大事だろうと思っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。  
そのほか委員から。中村委員，お願いします。

中村（祥） グループゆうの中村と申します。  
委 員 先ほどのコメントで，仙台市が改正提案をしているというようにおっしゃいましたが，仙台市のどこが誰に対して改正提案をしているのでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 健康福祉部の村上です。  
(村上部長) 条例の改正提案の，いわゆる一般論的なことをお話しさせていただいたものでございます。例えば施設の設置条例の改正や，あるいは使用料・手数料の条例改正の提案であるなど，それは市長が議会へ提案し，議会のご議論を経た上で議決を得ているということを，一般論的にお話しさせていただきました。

会 長 中村委員，お願いします。

中村（祥） 今回も，諮問の出どころは市長ですが，いつもそのような観点の市長がトップに  
委 員 立たれるという可能性というところが危ういので，一応条例の中に今の仙台の施策推進協議会のメンバーは入れておいたほうがいいのではないかという意見が強いのだと思います。一対一の意見として仙台市がコメントするという今の状況ですが，例えば推進協議会のメンバーに多数決を問うなど，そのような方法で議論を進めることの可能性はあるのでしょうか。

会 長 事務局，お願いします。

事 務 局 健康福祉部の村上です。

(村上部長) この協議会には条例のあり方についてということの諮問を受けており、最終的な答申について今ご議論いただいているところですが、委員の皆さまで、例えば表現の仕方などについて、どのような項目を入れるかということの多数決をとるとするのは、なじまないのではないかと考えております。そういったものについては、検討経過の中に様々な意見、議論があったということを書き込んでおき、年内には市長のほうに答申していただきたいと考えておりますが、その答申の際に議論がかなりありましたということ、会長のほうから市長へお伝えいただければと考えております。

先ほど課長からもご説明いたしました、この見直し規定について、例えば入れるべきというご意見も確かにございます。我々事務局としては、仙台市の条例として、見直し規定が入っている条例は出していないという部分もございまして、最終的に議会へ市長が提案した際に、賛同を得て議決を得る必要があります、その辺については最終的には市長が判断する形になりますが、施策推進協議会としては検討経過の中に入れ込む形で対応していければと考えております。

会 長 ありがとうございます。経過がこの文章に反映するようにしていきますということで、事務局から説明ありました。

そのほか委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

市川委員、それから杉山委員という順番でお願いします。まず市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。

前にも発言させていただいたのですが、条例のつくり方のことについて、村上部長のからお話がありましたが、我々が条例はこのようにつくるんだということがよくわかっていないのと、それから仙台市の規定ではこういうことはうたっていないと言われても、そのこと自体も我々は理解できていないので、たしか以前も、条例化するときは正副会長に事前にきちんと相談してやってくださいというお話をさせていただいたと思うのですが、我々が懸念しているところをきちっとどこかに記録しておくとか、議事録でもいいですし、条例化するときに話し合いの内容などをきちっと後で教えていただきたいというのが1つの要望、意見としてございます。

それと、別な観点でもう一つございます。これも確認ですが、最終案の 20 ページと 21 ページの中ごろに「建設的対話」という言葉がそのまま残っているのですが、建設的対話という言葉を使わずに、別な表現にさせていただくというようになったと思うのですが、これは何か意味があって残したのでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 第3章のほうは直していたのですが、こちらのご意見をまとめたところは直し切

(高橋課長) れていなかったのので、確認して直しておきたいと思います。

会 長 よろしいでしょうか。  
それでは、杉山委員、お願いします。

杉山委員 杉山です。

見直し規定のことですが、今日この何人かは知っているのですが、今日、実は東京で条例づくりについてのセミナーがあったので、それに行ってきて、さっき帰ってきたばかりです。茨城は今年の 4 月から条例が施行されており、もともと県が出した条例案には見直し規定はなかったのですが、当事者団体というか、障害者団体から要望があって、最終的に見直し規定が入ったと聞いています。また、愛知県は今、話し合いを進めているところですが、最初の県の案には入ってなかったけれども、やはり当事者の意見が強く、見直し規定が入ったということを知りました。ですので、ぜひここは仙台市もこのような意見がありますので、入れてほしいと思います。以上です。

会 長 大事な情報、ご意見、ありがとうございます。  
7時半ということが一つの目途でございましたが、もうお一人から、どなたが意見ございますでしょうか。  
桔梗委員、お願いします。

桔梗委員 桔梗です。

以前から 33 ページの 5 番の市と事業者と市民の責務や役割というところで少し熱を入れてコメントさせていただいてまいりましたが、一番最初にご意見いただいた委員さんのご意見に私も賛成でございます。

というのは、私が委員をさせていただいて、ヒアリングやアンケートなど日ごろ障害者の方々のお話を聞いてきた中では、やはり順番からいうと行政に対する不満、それから病院に対する不満、教育施設に対する不満、そして事業者ということで障害者関連事業者に対する不満というように、大体この順番をある程度持って皆さんのご意見を聞いてきたところでございます。

その中でいえば、この順番をどのように書くかという議論についてご意見が依然あったかと思いますが、市と事業者と市民というこの順番が何であれ、やはり市が一番上に書かれているところで、あくまでもこのタイトルが「市、事業者、市民の責務や役割」というような形でここにコメントがされているので、逆に私が今まで意見させていただいたように、指導・監督ということが別なものと重複するということであれば、先ほどの委員さんのご提案をもとに検討をしっかりとさせていただきたいと感じております。

それで、もう一つ加えて、私がどうしてそこを強く個人的に感じていたかという

ところについてお話をさせていただきますと、いろいろな施策というところのフレームが、やはりこの市と事業者と市民の役割というところにかかわってくると私は感じています。この役割のフレームというところが何に遡及していくかという、何かがあったときのそれは窓口の相談であったり、次の紛争という言葉が出てきます。

相談というものの次に紛争、それにはやはりネットワークづくりというように関連していくことが、ここは重要な項目かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 ということ、ここまでのご意見、7時半になりましたが、事務局から何かありますでしょうか。

では、桔梗委員のご意見をお聞きしまして、7時半になりましたので、10分間の休憩とさせていただきます、40分から再開したいと思います。

では、休憩に入ります。

（10分間休憩）

会 長 では、委員の皆様、よろしいでしょうか。

7時40分になりましたので、再開したいと思います。

休憩前までは見直し規定に関する議論、それから桔梗委員から33ページ、5に関するご意見をいただきました。

さて、そのほかのところでも、委員の皆様からご意見、確認をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。千葉委員、お願いします。

千葉委員 膠原病友の会の千葉と申します。

今までいろいろな方のご議論を聞いて、もっともだというような気持ちで聞いていました。細部の文言になると私もなかなかわかりかねるところがありますが、この文言がどのように変わるのかというところが少し理解しかねるところがあります。この条例ができることによってやはり障害者と市民の方の垣根が少しでも低くなればいいなという考えがあり、参加しております。ところが、条例の内容を突き詰めていくことで、これは確かに入れるべきことだな、これも大切だなということはあるのですが、果たして、これが障害当事者と一般の仙台市民の方とで同じ考え方が共有できるのだろうかという疑問もあります。私は運転免許を取ってもう56年になりますが、大きな車間距離、車は急に止まれないので後ろとの車間距離をどのように保っていくかというように、安全運転ということ、交通法規の初歩的なところをやっと今理解できています。条例というのも、これに携わっている方たち皆さんがまずはやはり理解をして、条例があることによって障害当事者の方と差別をしたというような関わりの方たちとの間で、うまく調整がとれることが一番の

目的ではなかったかという気がしております。ですので、少し不適切な表現になるかもしれないですが、つまり、まずは条例をつくってみなければわからない部分もあるということです。そして、その事例が徐々に増えていくことによって、その間に不備があればやはり見直しは当然考えていくことだろうし、また、社会通念として、最近では L G B T というような人たちの問題も大きくなってきましたが、我々の小さいころには表に出る場合が少なかったそのような方たちの権利というものも今はでき、例えば世田谷区では同性の方のパートナーを認めるというようなこともできたように、やはりこれからはそういったことの積み重ねで変わっていくこともあるかと思えます。あとは我々、臨時委員というのも、期限があると思うので、その間に我々の意見はうまく取り入れていただいて、いい条例になればと思っております。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。千葉委員のご意見は、市民の方との垣根とかをつくるのではなく、まずは条例に取り組む中で様々な課題が出てきたならばそれは修正していくというような方向でやっていきたいと思います。はい、ありがとうございます。

そのほか委員の皆様からご意見をいただいて、また事務局からそれまでのご意見を踏まえて、コメントしていただくように進めていただきたいと思います。目黒委員、お願いいたします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒と申します。

何度も申しわけないのですが、市民の役割のところについてです。「基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するように努める」となっていますが、実施する施策に協力するように努めることが差別を解消することなのかなと思ひ、何か少しこの部分だけ、戦争中のような印象を受けました。差別をしない市民になるように努めることなどと最後にわかりやすく書いたほうがいいのではないかと思っております。協力することが差別を解消することになるのではないような気がします。その施策が間違っていたら困ります。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。市が実施する施策に協力するよう努めることというのでは、なかなか市民の主体性というものが出てこないですし、この文言についてもっと市民の方々の理解が得られるようにしたらいいのではないかとご意見です。これについても後で事務局からコメントいただきますが、そのほか、まずはご意見をいただいて、それらを踏まえて事務局からコメントをいただくように進めさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、これまでのところで事務局からコメントあればお願いします。

事務局  
(高橋課長)

障害企画課高橋でございます。

千葉委員からのご意見については、まずは条例をつくることをきっかけにして取り組みを始めましょう、進めましょうというようなご意見だと思います。ぜひ私たちも、つくって終わりではなく、これから始まるのだというように考えておりますので、継続をしていくという覚悟だけではなく、そのつもりで条例に携わっています。

それから、目黒委員がおっしゃったことについては、ごもっともなご意見だと思います。ただ、条例の中でそのような書き方をするのは難しいので、基本理念のところ、だれも差別をしてはいけないのですということ、何人も差別をしてはならないということを書き、このことをきちんと位置づけております。

会長

いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、委員の皆様から、ご意見等いただきたいと思います。ご発言をお願いします。いかがでしょうか。杉山委員、お願いします。

杉山委員

杉山です。

今日、東京へ行っていろいろな話し合いを聞いてきて研究してきたところなのですが、熊本では、この推進条例の中に虐待防止の条文を入れております。虐待防止法ができて、条例策定の時に議論になったとのこと。それはなぜかという、虐待防止法の中には3類型あります。養護者による障害者虐待、それと障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、3番目が使用者による障害者虐待です。しかしながら、この3類型でカバーできない対象の事例が出てきたため、障害者虐待防止法で対象となっていない対象をカバーするために推進条例に虐待防止の条文を入れたということでございます。実際、平成 24 年から 26 年までの3年間での相談件数というと、不利益的待遇と合理的配慮については、ほぼ横ばいの相談件数でしたが、虐待等相談については非常に多くなっていると熊本の担当者はおっしゃっております。そのようなことで、やはり差別と虐待はつながっているのです、ぜひ仙台の条例についても条文の中に虐待防止を入れてほしいと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。虐待防止についても条文に入れるべきではないかということですね。それは、虐待防止法だけでは足りない部分があるからというお話でしょうか。対象とする領域について、お願いします。

杉山委員

例えば、何が網羅されていないかという、医療や教育現場での虐待が虐待防止法には入っていないということです。実際、学校での虐待相談が県のほうには来ているということでした。以上です。

会 長 事務局，お願いいたします。

事務局  
(高橋課長) まず，虐待の取り扱いについては，これまでと答えは変わらないのですが，特に医療や学校の部分についてというところについては，それぞれの法律に基づいて対応されてきているところであります。学校のところについては，特に赤間委員から何かコメントがあればいただきたいと思います。

会 長 赤間委員，お願いします。

赤間（宏） 特別支援教育課の赤間でございます。

委 員 障害者差別解消法を受けて，学校教育の分野でもどのように対応するのかということが文部科学省からいろいろと示されております。やはり，教育がとても重要ですというご意見をたくさん頂戴しておりますので，仙台市教育委員会としても，今後，校長や担当者で説明会を開いたり，理解の啓発を図るということで，リーフレットなどをつくって現場に出すというようなことを考えております。

先週は，小学校の校長を対象にした研修会として，合理的な配慮ができた背景や，それらを含めての説明会を実施しました。1 回，説明会をしたら終わりというわけではないので，今後も続けていく必要があるというように考えております。

ただ，虐待に特化しての話というのは特にしておらず，それぞれの学校の中で虐待している事例はないとは思いますが，Q & A などをつくる中で，触れていくことであるかと思えます。

今回の議論は，スタート地点としては差別解消法に対応した条例かと思っており，虐待については，それだけで条例をつくれるぐらいのボリュームがある内容かと思えます。今回は，解消法を受けての条例というように私は理解していました。

以上です。

会 長 はい，ありがとうございます。

あと，ほかの委員の方々にお願いいたします。橋浦委員。

橋浦委員 橋浦です。みやぎ脳外傷友の会七夕の橋浦です。

私は，前にも申し上げたように高次脳機能障害という障害を持っております。9 年前にくも膜下出血でなったわけなのですが，それ以前の自分のことを覚えています。ただ，対人関係が非常に苦手になったなと感じています。会話の中でもふと嫌な顔をされたりなどしても，その理由がわからない，何でかなというようなことが多々あります。いろいろな障害の方がいて，私なんかは精神障害というカテゴリーになるのですが，身体の方もいらっしゃる，知的の方もいらっしゃる，また，視覚であったり聴覚という方ももちろんここにもいらっしゃるように，皆，ひとくくりに障害者といっても，それぞれに違うのかなという気がしております。一人一人のため

にという施策はつくれませんので、ある程度大枠でやっていくしかないのかとは思いますが、皆さんそれぞれに抱えている問題というのは、やはり多かれ少なかれ違うのではないかと考えております。

先ほど千葉委員がおっしゃったように、意見は当然出し合っていないといけないのですが、まずはスタートしてみて、やってみて、ここは違うのではないかとか、これはいいねというようなことも大事なのかと思いました。

以上です。

会 長 どうもありがとうございます。  
赤間委員，お願いいたします。

赤間（宏） 教育委員会特別支援教育課赤間です。

委 員 質問ですが、条例の条文としてでき上がったときに、ここで議論した条例のあり方、第 3 章の答申というのはどのような形で文言が盛り込まれるのでしょうか。行政の難しい表現などになるのか、それとも 32 ページ以降の第 3 章の文章がこのとおりに書かれるものなのか、また、このとおりではないにしても、これを最大限網羅したような文章になるのか、そこがよくわからないところです。どのような形で反映されるのか。つまり、ここでずっと議論してきましたが、条文の文言にはならないというのでは意味がないように思うので、そこが私も含めてよくわからないことになっていると思います。教えてください。

会 長 大事なご指摘です。事務局，お願いいたします。

事 務 局 障害企画課高橋です。

(高橋課長) 反映できる場所は最大限反映する考えでおります。ただ、手続的なところや、どうしてももっと、より詳しく書いたりなどということは出てくるかと思いがうのですが、ここに書いてある表現は最大限生かされるような形での文章になるというように考えております。

会 長 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

最大限ここで議論した内容が盛り込めるようにということですね。

委員の皆様，ご意見，いかがでしょうか。市川委員，お願いします。その後に白江委員，お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。2 点お尋ねします。

36 ページの基本的な施策の中の、4 つ目の丸の政策形成過程への参画の推進ということで、障害者の方々の参画を推進するというのは前の最終答申案の中でもあったと思いますが、その後の締め言葉遣いといたしますが、「障害者からの意見の聴取

に努める」と書いてあるところについてです。そのほかのところでは全て「行う」や、「図る」、「推進する」など、非常に前向きに仙台市がやりますと意思表示されているように見えるのですが、ここのところだけ「努める」という言葉で、何となく弱い印象を受けます。仙台市の参画させるという意志が少し薄いように感じるので、これは少し考えていただきたいと思いましたのが1つです。

それから、資料3のパブリックコメントについて細かく書いている箇所についてですが、No.14 のところに書いてある仙台市の考え方として、「条例の解説は作成を予定していますが」と書いてあります。これは、条例があつて、それに対する解説書があるというイメージだと思うのですが、もし解説書を書くのであれば、私たちがいろいろと今質問されたり、疑問に思っていたり、何か書き切れなかったけれども、ここはこういうことできちんと含まれていますなど、そのようなことをきちっと記載してもらいたいと希望しております。

会 長 市川委員から2点ご意見いただきました。

36 ページの2番のところ、「努める」という表現はいかがなものかというご意見と、それから条例の解説書についてということで、その2点について、事務局お願いします。

事 務 局 障害企画課高橋でございます。

(高橋課長) まず最初の、意見の聴取に努めるといったところの表現につきましては、検討させていただきます。

それから、2つ目の解説についてですが、やはりこの部分、どのように考えたらいいのかということや、ここはどういう意味かというようなお問い合わせなども予想されますし、また、実際に相談を受けていくときなどに必要だというように考えておりますので、作成をしたいと考えているところです。

会 長 その解説の中で、今回の議論のことについてもわかりやすく説明してしかるべきではないかというご意見もありました。市川委員、お願いします。

市 川 委 員 共生福祉会の市川でございます。追加で申しわけありません。

その条例の解説のときに、ぜひお願いしたいのは、前もお話したのですが、合理的配慮について、負担が過重でない場合の基準を明確にし、皆さんにも分かりやすく記載して欲しいと考えております。やはり事業者さんや、役所もそうだと思いますが、過大な負担を強いることはもちろんできないとは思いますが、ただこの辺は客観的にというか総合的に判断して、誰でも妥当だと思うような判断をしていたかなくてはいけないことだと思うのです。それは、事業者などがやらないといったことや、言いわけをするといったことがないように、きちんとしなくてはいけないのではないかと思いますので、ここは解説書を書くのであれば、そのことについ

てもきちんと書いていただきたいと思います。

会 長 ありがとうございます。事務局お願いします。

事 務 局 障害福祉課の高橋でございます。市川委員のご意見や皆様のご意見を参考にしながら、工夫をしてみたいと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。  
では、白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。2点あります。

1点目は、先ほどの赤間委員の話にもつながる部分ですが、第2章と第3章の関係性ということで、これはつながっているものだと思うのですが、第2章のほうでは私が思った以上にいろいろと取り込んでいただいているなと思っていましたが、第3章のところでは、先ほどの見直し規定のことが外れていました。この第2章と第3章とがどのように関係しているものなのかがよくわからないので、その辺についても一度整理して教えていただければと思います。

それから、2点目が調整機関の委員の人選の話についてです。前回も出ていたかと思いますが、どのようなプロセスで人選が行われるのかを確認させてください。第2章のところでは、意見として当事者の方が過半数入っているのが望ましいというようなことが書かれていたりするのですが、誰がどのような形で人選し、最終的に市長から任命されるのか、その流れが、今の段階で決まっているのであれば教えていただきたいです。

会 長 白江委員、ありがとうございます。2章と3章の関係性と、調整機関に関することの2点に関しまして、事務局お願いいたします。

事 務 局 まず、2章と3章の関係性でございますが、条例のあり方の答申案としては第3章となるのですが、それを考えるに至った検討の経過、出たご意見について、それも添えて答申という形で市長に渡すということで考えておりますので、第2章の中身も含めて市長に渡すということになります。

それから、調整機関の人選のプロセスについては、ここに書いてあるような関係する分野の方々にご相談しながらとなりますが、市長とも相談しながら、どのような方がふさわしいのかということを考え、選んでいくということになります。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 では、人選されて任命されるときには、何らかの形で見えるといたしますか、例え

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

ば推進協議会に事前に報告をされるなど、あるいはよく議会などでも、人事案件について議会で承認を得るなどといったことがあります。そのような何かしらのプロセスがあるのでしょうか。

事務局  
(高橋課長) 障害福祉課高橋です。  
今白江委員がおっしゃったようなプロセスというのはありません。

会 長 よろしいでしょうか。白江委員、お願いします。

白江委員 難病相談支援センターの白江です。  
そうしますと、極端な言い方ですが、私たちも知らないところで委員が決まり、任命されて、後から報告を受けるというようなことになるということでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(高橋課長) 市のほうで選任をしてお願いをすることになります。

会 長 白江委員、お願いします。

白江委員 先ほどの目黒委員からの市の政策に協力するということについてのご意見で、私も似たような思いがあり、別に市を信頼していないという意味ではないのですが、ここは非常に大事なところだと私も思っています。どのような方が選ばれるのかによって大分性格も変わってくると思うのです。そういった意味では、例えば当事者団体、あるいは推進協議会など、言葉が不適正であればお詫びしますが、何らかのユーザーなどに意見を聞くような場があってしかるべきではないかというように思うのですが、いかがでしょうか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局  
(村上部長) 健康福祉部の村上です。  
なかなか事前にご相談というのは難しいかと思うのですが、ただ、白江委員からお話があったとおり、我々行政側としては、市民との信頼関係に基づいて仕事をすることを旨としておりますので、その辺についても不適切な形になるようなことは考えておりません。このところで挙げておりますとおり、それぞれの分野ごとに挙げていただいておりますが、特定のこの方をお願いしたいというよりは、それぞれの団体にこの条例の趣旨などを説明し、またこの調整機関とはどのような役割なのかというものを説明した上で、どなたかをご推薦いただきたいという形で推薦いただき、我々のほうで選定といたしますか、お願いしようと考えております。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

確かに、施策推進協議会のフィルターを経てというのは直接的には難しいのですが、会長あるいは副会長にもこういった方々を考えていますということをご事前にご相談させていただき、それぞれのお考えなども直接反映できるかどうかはこの段階ではお約束できませんが、この条例の趣旨に沿って対応できるような人選となるよう努めていきたいと考えております。

会 長 はい、ありがとうございます。  
それでは、中村委員。

中村（祥） 35 ページの合理的配慮の提供についてですが、合理的配慮を提供できるようにするための研修や、それからアピール、そのようなものの事前の教育が必要だと思  
委 員 いますが、それは市の役割になるのかについて、もし市でそのようなことをお考え  
でしたら、教えてもいただきたいと思ひます。

会 長 市への確認ということで、事務局お願いします。

事 務 局 今具体的に計画しているものはございませんが、中村祥子委員がおっしゃったよ  
(高橋課長) うなものも必要な取り組みであると考えますので、これから展開していく施策の中  
で検討していきたいと考えております。

会 長 中村委員、お願いします。

中村（祥） 合理的配慮という言い方など、とてもなじみのない抽象的な言い方であると思  
委 員 いますので、事業者側の合理的配慮、もしくは市が、市という中には学校も含まれる  
と思うのですが、合理的配慮を行うためには相当な研修をするなど、合理的配慮が  
できるような事前の努力をするということをごどこかに市の責務として入れていただ  
ければと思ひます。

会 長 事務局、お願いします。

事 務 局 今中村委員がおっしゃったのは、市の責務のところの必要な施策というところに  
(高橋課長) 含まれるというように考えております。また、事業者に対し、合理的配慮が提供で  
きるようになるための研修が必要だというご意見については、例えば 2 章のところ  
でもきちんと書いておくなど、そのようなことで対応してはどうかというように思  
います。

会 長 中村委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。  
では、2 章にその辺ところをしっかりと盛り込むということですよ。

## 平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

では、そのほか委員の皆様から、これまでのご意見と異なる観点からのご意見等、いかがでしょうか。

では、ご副会長、お願いします。

副 会 長

何か重苦しくて静かなので、皆さんも発言しづらいのかなと思っていました。

何回かこのようにして議論を重ねてきたわけですが、条例ができるということは、それで全てが終わりというわけではなく、いよいよ始まるということにしかすぎないので、まず初歩のところを、やはり推進協議会としても意識しなくてはいけないだろうということがあると思います。

条例は、前も申し上げましたが、住み続けるため、また使い続けるため、自分が暮らしていく上で必要なことが続けられるようにするための橋渡しの条例ということと私は理解しています。あまりたくさん議論が出ていませんが、例えば、仲裁の前に、相談であるなど、そういったことというのはより多くの人にわかってもらうための作業でもありますので、そういったところを丁寧に条例ができた後にはする必要があると思うのです。ですから、施策推進協議会において、これまでと、そして条例ができた後とで違うこととして、きっと委員の皆さんには、能動的に委員としての役割を果たすことが要求されるのだらうと思うのです。そのようなことも含めて、私はスタートラインに立ってこの条例をしっかりと育てていくということがまずは第一義で、皆さんと一緒に引き続き委員をするのであれば、この議論の中で皆さんから出ていることをしっかりとつないでいきたいと思っております。今日のこと議事録に残るわけですし、我々は、事務局から提示がなくても、この条例をきっかけに、そういったことをしっかりとと言えるような協議会にしていくということもする必要のあることだと思っております。よろしくお願いします。

会 長

大坂副会長からいつもお話をいただいている、住み続けるため、使い続けるため、そしてこの条例ができてからも丁寧に皆さんとともに、施策推進協議会の皆さんとともにしっかりと条例を育てていくという視点のお話がありました。ただいまのご意見につきまして、委員の皆様から何かご意見等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

では、杉山委員、お願いします。

杉 山 委 員

杉山です。

大坂副会長のお話から関連するのですが、今日東京でいろいろなお話を聞いた中で印象に残っていることがあります。実は先ほど相談件数がどんどん増えていると言ったのですが、例えば相談員や広域相談員が連携して、いろいろと学会の付き合いなどでやられているのですが、調整機関というか、調整委員会に回る件数は、この3年間で3件しかなかったというのです。その3件について、具体的には、熊本条例においては不利益の取り扱いしか調整機関には回さないということでした。

そういう事案には至らないという判断になって終わっているところでは、去年は 163 件の相談があったそうです。ほとんどが、相談員の人たちが相談に来たときに連携し、間に立って解決努力をするということが熊本での実態なんだそうです。ですから、相談機関というのは非常に重要なものだと思っていて、熊本県では県として相談員が 160 名いて、また県庁には 4 名の広域相談委員がおり、連携しているということです。そのように間に立って相談の解決というようなことが、この仙台の条例でできたらいいなと思います。以上です。

会 長           ありがとうございます。相談件数は増えていて、その相談の中で解決していることが多いのではないかと。調整機関での案件は 3 件とおっしゃいましたね。3 年で 3 件ですか。ですから、相談機関の役割、そこで解決できることというのはとても多いし、そのような取り組みが望まれるということでしょうか。ありがとうございました。

大坂副会長の、できてから丁寧に使っていきましょうというご意見とも、今の杉山委員のご意見は重なり合うわけですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

千葉委員、お願いします。

千葉委員       膠原病友の会の千葉と申します。

大坂副会長からもお話があったように、育てていくということが大切だと思うのです。また、相談のことになるのですが、私も難病相談支援センターで月 1 回のピアカウンセラーと、あとはハンズ宮城野で週 1 回、身体のほうのピアカウンセラーをやらせていただいておりますが、やはりそのときにご相談される方の話の内容を聞いていると、これはもつともだなというものもありますが、私にとってはもう対応しかねるというような事例というのが結構あります。そうしたときに、事例に対応していただけるような相談員さんたちにアドバイスを求めて、または私の力量では少し無理だなというようなことになると、専門的な相談員さんたちに引き継ぐということが大切です。ただ、その話の内容によっては、私がお話を聞いてあげることだけでも解決なされる場合も結構あることも事実であります。ですから、やはり一つには心に中に思っているもの、わだかまりというものを第三者に話すことによって、その次の場に行かなくても、それですっきりする方たちも結構いらっしゃるということ。あとはこの条例ができればなおさらそのようなことがあるので、もう少し上のほうにご相談できますよという一つの橋渡しをできれば、この条例というのは非常に価値のある条例になるのではないかと考えています。

以上です。

会 長           ありがとうございます。千葉委員からも、この条例ができて、そしてそれは相談のとき解決につながる大きな道具立てにもなりますということでした。使ってい

ながらというのは、大坂副会長さんのお話、杉山委員からのお話とも共通するようなことです。この条例に対する期待というのはとても大きいわけですよ。ありがとうございました。

そのほか、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

まず、この条例はとても大事なものであり、そして今日のお話も振り返りながらですが、必要なときにはこの協議会の中でも十分に議論をしますというようなことでもあります。そのようにして、まずは条例をつくって、使っていきたいと思いますというご意見でした。今日議論がなされたことに関しましては、事務局も必要な文言についてはまた修正していくというようなことでよろしいでしょうか。

ということで、今日のこの条例の（3）に関する条例のあり方、最終報告案についての協議はこれでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

そういたしますと、昨年6月に奥山市長から諮問された障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方ということで審議してまいりましたが、これについては今日の議論で終了したということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうすると、最終報告書及び答申についてですが、本日、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、今後、私会長、それから大坂副会長、事務局とで調整を図り、最終的に取りまとめることとしたいと考えます。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

皆さんにうなずいていただきまして、では異議なしということでよろしいですね。はい、ありがとうございます。

それでは、今後取りまとめを行い、年内を目途に奥山市長に答申したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、昨年の6月以降、合計13回、協議会において熱心に議論いただき、どうもありがとうございました。

#### (4) その他

会 長 それでは、議事の次第に（4）その他とございます。その他についてはいかがでしょうか。佐々木委員、よろしくお願いします。

佐 々 木 みやぎ脳外傷友の会七夕の佐々木です。

委 員 最近、このその他のところで、だめ押しをしたように発言をさせていただいてるのですが、先ほど休憩時間に坂井委員がすごくいいなと思うことをおっしゃっていたので、坂井さんにここで言うべきじゃないですかと言って押ししていたのですが、「いや、みんなにそう思ってもらわないと」と遠慮なさっていたので、「じゃ、私が代わって言います」と今少し打ち合わせをしていたことがり、お話をさせていただきます。先ほど杉山委員がおっしゃっていた、相談は上がってくるのだけれども、どうも調整機関まで行かなくても解決をしているようだということに何となくつ

ながらそんな話でもあるのですが、先ほど坂井さんがおっしゃっていたことで、今この世の中はいろいろな生活環境があって、決して障害を持っている人や病気を持っている方だけではなく、苦しい環境でしたり、苦しい状況でお仕事をされていたりということがあり、例えば差別をしたと思われる相手の方も、いろいろな状況があってそのようなことに至っているなど、実は相手の人のほうもそれが結構なサインなのではないかというようなお話をされていました。私は坂井委員のお話、ああすごいですねと、そこに視点を置かれるってすごいと思いますという話をしました。今日、たまたま自分の本来業務であるよりそいホットラインの、生活困窮者の自立支援という総合相談窓口との連携ということで、報告会やフォーラムをやらせていただきましたが、まさに今日のテーマそのまま、障害がある人もない人も、今の世の中とっても生活しづらい。どこから生活困窮に至るかというのは、様々なものが複合的に絡み合って生活困窮に至っている。そこには障害をお持ちの方も、病気の方も、もちろん健常者と呼ばれる方も一般市民もたくさんいらっしゃる。誰もが、いつ自分がそのような状況に追い込まれるかわからないので、やはり生活困窮の方の支援というの、今のうちに構築しておかなければということでのテーマでしたので、まさに坂井委員がさっきおっしゃっていたように、相手の立場、もしかするとそちらの人のほうがすごくメンタル的に厳しい状況で、実はサポートが必要なのではないかという視点もとても大事ではないかと思いました。最後のその他ですが、先ほど坂井委員とお話をさせていただいたことを紹介させていただきました。

会 長

佐々木委員、それから坂井委員、どうもありがとうございました。

ということで、本当にどうも大事な話をいただきまして、皆様に響いたことと思います。

それでは、そのほかにはよろしいでしょうか。

では、本日の議事についてはこのあたりで終了とさせていただきたいと思いますので、マイクは事務局にお返しします。

事 務 局  
(村上部長)

事務局の健康福祉部の村上です。

長時間にわたりご議論、ありがとうございました。

昨年の6月から合計で13回、施策推進協議会でご議論いただきました。長期間にわたり、どうもありがとうございました。役所の内部のことをお話しするのも少し恐縮ですが、このような外部の委員さんたちを含めた会議で、昨年6月以降は13回と申しましたが、今年度に入ってから毎月開催しており、このような協議会は、かなり役所の中では珍しい協議会です。皆様に様々な観点からご議論いただきました。我々事務局の力のなさの部分もありましたが、ここまで取りまとめていただきました会長、副会長、それから委員の皆様、どうもありがとうございました。

年内には、会長、副会長と、事務局のほうも含めまして、最終的な答申案を取りまとめ、市長にご報告したいと思います。先ほどもお話ししましたが、最終的な条例の文案とは別に、このような議論がたくさんありましたなどというものも含めて、

市長にしっかりとご報告させていただき、最終的に市長のほうに判断していただければと思っております。そして、来年に入りまして、同時並行的に作業を進めてまいります。条例の文案を作成し、来年の第 1 回定例会、議会のほうにお諮りをしたいと思っております。

委員の皆様からお話ありましたように、条例をつくる、でき上がるのがゴールではございませんで、むしろこれからがスタートであると思っております。見直し規定の話もありましたが、我々としてはベストな形で条例を上げたいと思っております。社会情勢が変わる、あるいは国のほうの法令が変わってくるなど、大きく時代が動く場合など、必要の際には条例の改正をしていきたいと思っております。この施策推進協議会について、先ほどのお話のとおり、メンバーが入れかわることもあるだろうということはあるのですが、ここでご議論いただいたことについては、議事録としてホームページ等々にもアップしており、ウェブ上では一度アップしたものはどんどん拡散して消えることはございませんので、それぞれご自身のパソコンなどにダウンロードして保存しておいていただくなどにより、何かのときにはそれをもとに、このように言っていたじゃないかななどご指摘いただいても結構ですし、よりよい仙台市をつくっていききたいという思いは皆さん同じだと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

差別を解消することと、そして合理的な配慮をすること、表裏一体であると思っております。差別をなくすこと、いわゆるないものについては目に見えない、あるいは心に感じない、心に届かないということはあるのですが、合理的配慮をどんどんしていけば、目には見えるし、心に届く、響く。そして、そのような仙台ってすごいねというようなまちにしていければいいなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

臨時委員の皆様におかれましては、答申を行うことにより、任期満了ということになります。

それから、委員の皆さんに、日程の関係上、12 月にもこの協議会の日程調整をさせていただいておりましたが、今日のこの会議で議論が出尽くしたというように感じておりますので、最終的な答申の中身については会長、副会長と相談させていただいき、まとめていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局

最後に事務的な連絡を申し上げます。

本日の議事に関しまして、追加のご意見等ございましたら、今週中にファクスやメール等で事務局宛て送付いただけますよう、よろしくお願いいたします。

また、宣伝になってしまいますが、障害者週間ということで、12 月 3 日から 12 月 9 日まで全国的に行われますが、仙台市では、12 月 6 日の日曜日、障害理解促進のためのシンポジウムということで、阿部会長にご講演をいただいた後、障害当事者の方々からの発信ということで、シンポジウムを開催いたします。こちらにつきましても、ぜひお越しいただければというようにいたします。

平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）

また、本日の議事録ですが、事務局にて案を作成の上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただき、ご返送いただければと考えております。

それでは、以上をもちまして、平成 27 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 8 回）を終了させていただきます。長期間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

(5) 閉 会

署名人 諸橋 悟 